

日本歯科医学会慶弔見舞金等基準

対 象 (者)	種別	献供花者	祝・弔意・見舞金等	祝・弔電発信者
学会役員	慶			会長、役員一同
	見舞		10,000 円	
	弔	会長、役員一同	30,000 円	会長、役員一同
評議員会正副議長	慶			会長、役員一同
	見舞		10,000 円	
	弔	会長、役員一同	30,000 円	会長、役員一同
評議員	慶			会長、議長
	見舞			
	弔	会長、議長	10,000 円	会長、議長
専門分科会代表者 認定分科会代表者	慶			会長
	見舞			
	弔	会長	10,000 円	会長
歯科大学（歯学部） 学（部）長	慶			会長
	見舞			
	弔	会長	10,000 円	会長
各種委員会委員	慶			会長、担当役員
	見舞			
	弔		10,000 円	会長、担当役員
前学会役員	慶			会長
	見舞			
	弔	会長	10,000 円	会長
前評議員会正副議長	慶			会長
	見舞			
	弔	会長	10,000 円	会長
前評議員	慶			会長
	見舞			
	弔			会長
学会役員・評議員会正 副議長の配偶者、父 母、子	慶			
	見舞			
	弔	会長		会長
日歯役員	慶			会長
	見舞			
	弔	会長	10,000 円	会長
専門分科会総会 認定分科会総会	慶		10,000 円	(会長)
地区歯科医学大会	慶		10,000 円	(会長)

この基準によりがたい事情のある場合は別途に考慮する。

附 則

- この基準は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。
- この基準は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
- この基準は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。